

平成26年

2014年



あしや 市議会だより

編集・発行／芦屋市議会 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL:0797-38-2001
ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai/>

11月号

No. 90

ボールでつなげみんなの想い

山手中学校サッカー部（部員数29名）は、常日頃から元気なあいさつを心がけながら、顧問の松原先生、宮原先生、池田コーチの指導のもと、阪神大会優勝を目指し日々練習しています。全員がしっかりとパスをつなぐことのできるサッカーを目指します。

～熱中☆瞬間～



9月定例会 Contents

第3回定例会のあらまし	P 2
賛否の分かれた議案・討論	
付議事件等の審議結果・議会日誌等	P 3
一般質問・視察報告	P 4~6
決算報告・決算へ会派から一言等	P 7
議会クイズ・12月定例会日程（予定）等	P 8

～芦屋市議会は、市民の皆様により分かりやすく、親しまれる議会だよりを目指しています。ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください～ 芦屋市議会事務局 Tel 0797-38-2001（直）



山手中学校サッカー部

議会日誌 8月～10月		付議事件等の審議結果	
		件 名	結 果
市長提	51	芦屋市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について	可 決
	52	芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	53	芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	54	芦屋市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	可 決
	55	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可 決
	56	芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可 決
	57	芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可 決
	58	芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	59	平成26年度芦屋市一般会計補正予算（第2号）	可 決
	60	平成26年度芦屋市公共用地取得費特別会計補正予算（第1号）	可 決
	61	芦屋市庁舎南館空調設備改修工事請負契約の締結について	可 決
	62	開森橋架替工事請負契約の締結について	可 決
	63	芦屋市立潮見中学校給食 特別教室棟建替工事請負契約の締結について	可 決
	64	平成25年度芦屋市水道事業会計決算の認定について	認 定
	65	平成25年度芦屋市病院事業会計決算の認定について	認 定
	66	平成25年度芦屋市各会計決算の認定について	認 定
議員提出	21	「手話言語法」制定を求める意見書	可 決
	22	軽度外傷性脳損傷にかかる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書	可 決
	23	芦屋市議会基本条例について	可 決
	23	解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書（※1）	撤 回
	24	解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書（※1）	撤 回
請願	28	解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書	不採択
	29	「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書	採 択
(※1) 平成26年6月議会で提出された請願書が撤回され、あらためて請願28号が提出されました。			
陳情	No. 1 8	子ども・子育て支援新制度条例制定にあたって、すべての子どもの権利が保障される、保育制度・子育て支援策の実現を求める陳情書（民生文教常任委員会）	不採択
	No. 1 9	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情（民生文教常任委員会）	採 択
	No. 2 0	子どもたちの健やかな成長を願い現行の保育、幼稚教育、学童保育の水準を維持すること、並びに、全施設で格差が生じないことを求める陳情書（民生文教常任委員会）	不採択
	No. 2 1	芦屋川東側歩道（公光橋～阪神芦屋駅高架下）欄干高さ改善に関する陳情書（建設公営企業常任委員会）	採 択
(※2) 陳情は（ ）内の委員会審査の結果で、本会議の結果ではありません。			
可決した意見書（本文要約）			
<p>「手話言語法」制定を求める意見書</p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定されるよう要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 芦屋市議会（提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣</p>			
<p>軽度外傷性脳損傷にかかる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書</p> <p>国において、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発、周知を図ること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 芦屋市議会（提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣</p>			